

日向市立日知屋小学校 富島中学校区 きずなプラン

(いじめ防止基本方針)

平成30年度実施の「日向市立日知屋小学校 いじめ防止基本方針(富島中学校区 きずなプラン)」をお知らせいたします。富島中学校区の4小中学校での共通理解・実践内容として作成いたしました。学校・家庭・地域が協力していじめ防止を実現するための資料としてご参照ください。

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題のひとつとなっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。こうした中、本校区では、大きないじめ問題はないものの、他人を傷つける言動やインターネット上での誹謗中傷なども起こっている現状があります。現在のところ、「いじめは人の尊厳を犯す卑劣な行為である」という認識のもと、本校区の職員による正確な事実の把握、児童生徒、保護者への指導・支援を行う中で解決することができています。しかし、情報技術の急速な発展により、いじめが学校内だけの問題ではなく、学校外でも継続して行われている可能性があります。さらに情報機器を利用し、閉鎖的な人間関係の中で行われているケースも考えられ、教師が把握できないところでのいじめ問題についても危惧しています。こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ等の諸問題を未然に防止するための対策に関する基本的な方針を、「市立富島中学校区きずなプラン」として定めるものであります。

第1 いじめの未然防止を含んだ、きずなづくりの基本的方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校管理下・管理下以外を問わない。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

【日向市の絆づくりの考え方】

- 日向の子どもたち（小学校においては児童、中学校においては生徒）が、絆づくりや居場所づくり、基本的な生活習慣の育成等を念頭に置き、「あいさつ日本一」や心も磨く「無言清掃のまち『ひゅうが』」の取組を行う。
- 日向の子どもたちが、いじめの防止や「魅力ある学校づくり」のため、自主的に児童・生徒会活動などを行う。
- 「生活やいじめに関するアンケート」を義務づけ、いじめを早期発見するだけでなく、絆づくり等につながる人間関係の醸成等を推進する。

2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。
- 児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は一人一人の育ちを保証する場であることを考え、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止の取組を行います。

（１）いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てること、居場所づくり、絆づくりを目指します。

（２）いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかの児童の変化を見逃すことなく、早期の対応に努めます。

（３）いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。また、地域、家庭と連携した取組を行います。

3 いじめの未然防止等に関する富島中学校区の基本的考え方

いじめや諸問題の未然防止のために、管理職や生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等が、小中連携して情報を共有することに努めます。全教職員が中学校区全体で、児童の居場所づくり、絆づくりに取り組みます。

第2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「すこやか委員会」を設置します。
なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。
また、毎月、児童会との話し合いをもつなど、児童の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

全職員

【活動】

- きずなプラン（学校いじめ防止基本方針）の推進
- きずなづくり指導計画の作成と校内研修の企画・立案・共通理解
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめ等が疑われる児童の事案に対して、事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な児童への支援方針決定

2 絆づくり等に関する取組

(1) いじめの防止

ア 児童が主体の活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、絆づくりを児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。また、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等を設けます。

- 異学年交流会の実施
- 学級活動等での話し合い活動の実施
- 縦割り活動や無言清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 米の山交流会への参加
- 児童生徒意見発表会への参加

(イ) 特別活動等における児童同士の話し合い活動の推進

イ 教職員が主体の活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 生徒指導の三機能を生かした授業の展開
- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定（月1回）

(ウ) 教科等における道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 学級活動や児童会において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や読書活動、あいさつ運動、ボランティア活動を行います。
- 特別な教科道徳において、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議

論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにします。

○ 傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民に知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。

○ 外部講師による講演会等の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○ P T A総会での学校の方針（絆プラン）説明

○ 学校通信等を活用した絆づくり活動の報告

○ 保護者を対象とした家庭教育学級・学校保健委員会等での啓発活動

(2) いじめの早期発見・解決

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○ 教育相談週間の設定

○ いじめの相談窓口の周知（相談窓口担当を、保護者に周知する。）

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○ 心のアンケートの実施（月に1度実施します。）

○ 諸検査・調査の積極的な活用

○ 心のアンケートをもとに、全児童を対象とした教育相談を実施します。

エ すこやか委員会（いじめ不登校対策委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間で共有します。

オ 小中一貫の取組として、9年間の情報の確実なつなぎを行い、いじめの事案に関しては、必要に応じて、情報共有と対策を講じます。

(3) いじめに対する措置 ※【参考】学校のいじめアクションプランによる

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○ 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○ いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（すこやか委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。

○ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断します。

○ 不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめ発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 情報の整理

- いじめを認知した時は、初期の対応から解決に至るまで、必ず適切に記録をして整理します。

エ 事実関係についての調査

- 速やかにすこやか委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を適切に行います。

オ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合、市教育委員会や日向警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、随時すこやか委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、すこやか委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- すこやか委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- いじめは単に謝罪をもって安易に解決することはできず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認します。
 - 1 被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続している。しかし、場合によってはすこやか委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
 - 2 被害者が心身の苦痛を感じていないことを面談により確認する。

カ 関係機関への報告

キ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為です。

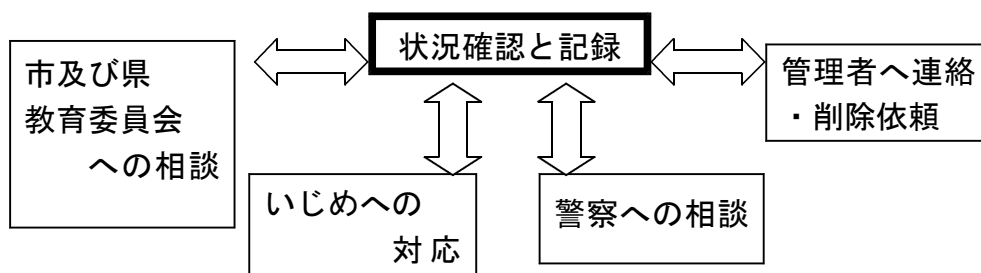
また、情報の高度の流通性や匿名性などにより拡散した情報を消去することはきわめて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうることなどを理解させます。

イ ネットいじめの予防（学校・家庭内ルールの作成など）

- 家庭でのネット利用の在り方について、保護者への啓発を図ります。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- ネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の努力事項

- (1) 組織的な指導體制
- (2) 校内研修の充実
- (3) 校務の効率化
- (4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実
- (5) 地域や家庭との連携
- (6) 関係機関との連携